

原油・物価高騰に対応した高効率化等促進事業補助金Q & A

問1 中小企業の要件はいつ時点で満たす必要があるか。

答1 申請時点の状況で判断いたします。

問2 福島県外に本社がある事業者は対象となるか。

答2 福島県内に事業所があれば、その事業所における設備導入が対象となります。ソフト事業も福島県内にある事業所を対象としたものに限りません。

問3 省エネのための太陽光発電設備などは対象となるのか。

答3 太陽光発電や高効率空調などのユーティリティ設備は対象となりません。製造設備のみが対象となります。

問4 設備の新規導入は対象となるか。

答4 本事業は、燃料費や材料費の高騰により、従前の設備ではコストが掛かりすぎる設備を見直すことを目的としており、原則として新設や増設は対象となりません。

問5 省資源化、高効率化はどのように判断するのか。

答5 現在導入している設備より省資源化や生産性の効率化が図られることが分かる資料を提出いただき判断します。

問6 どのくらい省資源化、高効率化を図ればよいのか。

答6 省資源化及び高効率化の基準はありません。従前の設備よりも省資源化、高効率化が達成できれば対象となります。

ただし、補助対象の選定の際は、より省資源化、高効率化が図られる事業を優先的に採択いたします。

問7 採択要件に雇用要件はあるか。

答7 雇用要件はありません。ただし、高効率化設備等の導入に伴い、人員を減らすことは認められません。

問い合わせ先

福島県商工労働部企業立地課

福島県杉妻町2-16（西庁舎12階）

Tel 024-521-8523

E-mail: fukushima-rittihojyo@pref.fukushima.lg.jp